

特定設備検査規則関係 例示基準集

改訂版

高压ガス保安協会



特定設備検査規則の機能性基準の運用について

制定 [平成13年12月28日 平成13・12・27原院第5号]

改正 [平成15年3月31日 平成15・03・28原院第8号]

1. 特定設備検査の実施

(1) 総則

特定設備検査において、特定設備検査規則(昭和51年通商産業省令第4号。以下「特定則」という。)で定める特定設備の技術上の基準及び特定設備検査の方法のうち別表第1第1項及び第2項に掲げる機能性基準への適合性評価にあたっては、個々の事例毎に判断することとなるが、別表第2第1項右欄に掲げる例示基準のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。

(2) 特定設備検査の申請

① 特定設備の技術上の基準及び特定設備検査の方法が例示基準に基づくときの特定設備検査(以下「例示基準に基づく検査」という。)の申請は、特定則で定めるところによる。

② 例示基準に基づく検査以外の検査の申請は、特定則で定めるところのほか、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、3.(4)の特定設備検査に係る事前評価書を添付する場合には、ロの資料を添付することを省略することができる。

イ 特定設備検査において適用すべき詳細基準

ロ 当該詳細基準が機能性基準に適合していることを証する資料(例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等)

2. 登録の実施

(1) 総則

特定設備製造業者の登録(協会の調査を含む。以下同じ。)において、特定則で定める技術上の基準のうち別表第1第3項及び第4項に掲げる機能性基準への適合性評価にあたっては、個々の事例毎に判断することとなるが、別表第2第2項右欄及び第3項右欄に掲げる例示基準のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。

(2) 登録の申請

① 特定設備製造業者の登録を申請する場合であって、当該登録に係る特定設備の技術上の基準及び特定設備検査の方法が例示基準に適合するときの登録(以下「例示基準に基づく登録」という。)の申請は、特定則に定めるところによる。

② 例示基準に基づく登録以外の登録の申請は、特定則で定めるところのほか、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、3.(4)の登録に係る事前評価書を添付する場合には、ロ及びハの資料を添付することを省略することができる。

イ 登録において適用すべき詳細基準

ロ 当該詳細基準が機能性基準に適合していることを証する資料(例えば、登録に係る特定設備の技術上の基準、検査の方法を記した資料)

ハ 登録に係る特定設備の技術上の基準及び特定設備検査の方法が機能性基準に適合していることを証する資料(例えば、3.(4)の特定設備検査に係る事前評価書)

機
能
性
定
通
達
則

3. 協会による事前評価

(1) 特定設備検査又は登録について協会による事前評価を受けようとする者は、協会が別に定める「詳細基準事前評価実施要領(以下「要領」という。)に基づき、特定設備検査事前評価申請書又は登録事前評価申請書を協会に提出するものとする。

(2) (1)に規定する特定設備検査事前評価申請書には次の①及び②に掲げる資料を添付するものとし、また、登録事前評価申請書には次の③、④及び⑤に掲げる資料を添付するものとする。

① 特定設備検査において適用すべき詳細基準の案

② ①の詳細基準の案が機能性基準に適合していることを証する資料(例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等)

③ 登録において適用すべき詳細基準の案

④ ③の詳細基準の案が機能性基準に適合していることを証する資料(例えば、登録に係る特定設備の技術上の基準、検査の方法を記した資料)

⑤ 登録に係る特定設備の技術上の基準及び特定設備検査の方法が機能性基準に適合していることを証する資料(例えば、(4)の特定設備検査に係る事前評価書)

(3) 協会の特定設備検査及び登録に係る事前評価の厳正な処理を図ることを目的として、協会に学識経験者からなる詳細基準事前評価委員会(以下「事前評価委員会」という。)を設置する。

事前評価委員会は、協会が別に定める「詳細基準事前評価委員会規程」に基づき特定設備検査及び登録に係る事前評価を行う。

(4) 協会は、要領に基づき特定設備検査及び登録に係る事前評価を行ったときは、速やかに事前評価申請を行った者にその結果を特定設備検査事前評価書又は登録事前評価書により通知するものとする。

(5) 例示基準に基づく登録以外の登録を申請する場合には、(3)に規定する特定設備検査に係る事前評価において、当該登録に係る特定設備の技術上の基準、特定設備検査の方法等が機能性基準に適合していることが確認されていることを前提とする。

4. 例示基準の改正及び追加等

(1) 例示基準の時宜を得た適切な改正及び追加等を図ることを目的として、協会に学識経験者からなる特定設備基準検討委員会(以下単に「基準検討委員会」という。)を設置する。

(2) 基準検討委員会は、協会が別に定める「特定設備基準検討委員会規程」に基づき運営する。

(3) 基準検討委員会は詳細基準作成者の申請に基づき、当該詳細基準が機能性基準を満たすかどうかについて審査する。

(4) 例示基準は、基準検討委員会の報告を受け、改正及び追加するものとする。

別表第1 (機能性基準の対象条項)

	機能性基準	特定設備検査規則の条項
1	特定設備の技術上の基準	第10条から第45条まで及び第51条
2	特定設備検査の方法	第46条から第50条まで
3	特定設備製造設備及び特定設備検査設備	第59条
4	品質管理の方法及び検査のための組織	第60条

別表第2 (詳細基準の例示)

	機能性基準	例示基準
1	別表第1第1項及び第2項 (第一種特定設備に係る基準)	別添1 「特定設備の技術基準の解釈」 別添2 「平底円筒形貯槽の技術基準の解釈」 別添3 「バルク貯槽の技術基準の解釈」 別添4 「特定設備の部品等の技術基準の解釈」
2	別表第1第3項	別添5 「特定設備製造設備及び特定設備検査設備の技術基準の解釈」
3	別表第1第4項	別添6 「品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈」
4	別表第1第1項及び第2項 (第二種特定設備に係る基準)	別添7 「第二種特定設備の技術基準の解釈」

特定設備検査規則の機能性基準の運用について

機
能
性
定
通
則

